

法 務 大 臣  
野 沢 太 三 殿

平成 15 年 11 月 12 日  
総 合 規 制 改 革 会 議  
議 長 宮 内 義 彦

### 資料等提出依頼

10月22日の第12回総合規制改革会議アクションプラン実行WGにおいて、委員、専門委員から貴省に対して要求のありました事項等について、総合規制改革会議令第5条第1項に基づき、下記のとおり、資料、データ等の提出をお願い致します。

提出期限：11月20日（木）

原則として、提出された資料はホームページ等において公開させていただきます。なお、期限までに提出が困難な場合は、その理由及び提出可能な時期についてもご回答いただきたくお願い致します。また、期限までに提出が困難な場合または提出がなかった場合は、その事実及びその理由も公開させていただきます。

### 記

1. 貴省が現在検討されている「高度人材を受け入れやすくする制度」について、IT技術者に関する資格の相互認証、特区制度の活用以外に具体的にどのようなものがあるのか、お示しいただきたい。  
貴省の政策評価実施結果（H14.10.29公表）においても、「情報通信以外の分野についても受入の在り方等について検討していく」としているが、その具体的な検討状況等についてもお示しいただきたい。
2. 貴省の説明によれば、「永住許可は、個別の状況に応じて総合的に判断するため、実際に永住許可を与えた者の日本における在留年数などの数字は把握していない」とのことであるが、今後の永住許可制度の在り方を考える上で、在留年数のみならず具体的な統計等を把握することは必要ではないかと考えるが、そのような考え方に対する貴省の見解についてお示しいただきたい。

3. 永住許可を与えるにあたり、永住許可申請を行う本人からの功績等申告ベースのものについて、日本国の利益に合する価値があるものかどうかという判断を、法務省の職員が判断できるという証拠をお示しいただきたい。また、貴省の説明によれば、「功績等の評価は一般通常的判断で行っている」とのことであるが、その「一般通常的判断で評価できる」ことの具体的な手法について、例示（\*）を交えお示しいただきたい。  
（\*）例えばどういう学者のどういう業績をどうやって専門家の判断と齟齬がないように法務省の職員が直接に判断し得たか。
4. 「10年」「5年」という年数はあくまで目安に過ぎないというのであれば、年数の原則基準よりも、永住許可申請者の功績等の具体的な客観性のある審査方法について公表すべきと考えるが、そのような考え方に対する貴省の見解についてお示しいただきたい。
5. 「高度な政治的裁量」と称される権限を行使した具体的な事例について、少なくとも学術分野等について、直近の四半期など一定期間におけるものをお示しいただきたい。許可した事例は無論、不許可とした事例についても具体的にお示しいただきたい。
6. 不法滞在者、不法労働者に対する罰則規定について、我が国の規定と諸外国の規定の比較を具体的にお示しいただきたい。また、不法滞在、不法就労それぞれの人数についての国際比較もお示しいただきたい。
7. 我が国における「高度人材」の定義と、諸外国の「高度人材」の定義を具体的にお示しいただきたい。また、これら「高度人材」の人数についての国際比較もお示しいただきたい。

なお、この他にも追加依頼、回答を踏まえた再依頼など有り得ますことをお含みおき下さい。

【参考】総合規制改革会議令（平成13年3月30日政令第87号）(抜粋)

第5条（資料の提出等の要求）

会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。